

# 熊本県警察行政文書管理訓令及び熊本県警察行政文書取扱訓令の一部改正について 改正概要（案）

## 1 改正の目的

電子決裁機能を有する文書情報システムの導入に伴い、行政文書の作成、取得、保存、起案、決裁の方法等を、原則電磁的記録とする改正を行うもの

## 2 改正する訓令

- (1) 熊本県警察行政文書管理訓令(平成26年12月5日本部訓令第13号)
- (2) 熊本県警察行政文書取扱訓令(平成26年12月5日本部訓令第14号)

## 3 改正する内容

### (1) 作成義務(熊本県警察行政文書管理訓令(行政文書の作成義務)第8条関係)

原則	例外		
<p>電磁的記録により作成し、又は取得する</p> 	<p>法令等の規定において書面等により作成し、又は取得することが規定されている場合</p> 	<p>事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合</p>  <p>(例) 紙媒体で提出があった文書や膨大な紙の添付資料があるものを逐次スキャンして電子化する場合等</p>	<p>その他特別の事情がある場合</p>  <p>(例) 賞状等、手書きによることがふさわしい場合等</p>

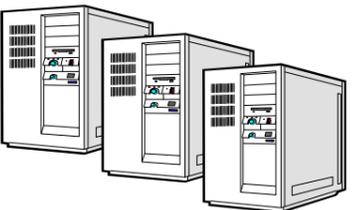
### (2) 起案(熊本県警察行政文書取扱訓令(行政文書の起案)第19条関係)

原則	例外	
<p>文書情報システムを利用した電子的方式による起案により行わなければならない</p> <p>電子決裁文書情報システム</p> 	<p>文書情報システムを利用できない場合</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書の決裁に関与する者が文書情報システムを利用できない場合</li> <li>障害発生によりシステムがダウンした</li> <li>システムを利用するためのアクセス権がない</li> </ul>	<p>その他の理由により文書情報システムを利用して起案することができない場合</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等により起案の方法が定められている文書</li> <li>災害、事件等の発生時等に作成する緊急性の高い文書</li> <li>文書情報システム以外のシステムを利用する方法で起案している文書</li> <li>支出命令書等の財務オンライン(令和8年度に電子化させる予定)PCで出力される文書</li> <li>手当(通勤手当、住居手当、扶養手当及び単身赴任手当)認定関係、年末調整関係、児童手当関係等の文書</li> </ul>

### (3) 決裁(熊本県警察行政文書取扱訓令(決裁)第23条関係)

原則	例外
<p>文書情報システムを利用して作成した起案文書は、電子決裁により行うものとする</p> <p>電子決裁文書情報システム</p> 	<p>無し</p>

### (4) 保存(熊本県警察行政文書管理訓令(行政文書の保存方法)第14条関係)

原則	例外		
<p>電磁的記録により体系的に管理するものとする</p> 	<p>法令等の規定において書面等により保存することが規定されている場合</p> 	<p>事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合</p>  <p>(例) 部外から紙媒体で提出があった膨大な紙の添付資料があるものを逐次スキャンして電子化すること等</p>	<p>その他特別の事情がある場合</p>  <p>(例) 起案、決裁における例外により紙媒体が発生した場合等</p>